

令和3年7月30日
一般社団法人日本水道工業団体連合会

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る
生産性向上要件証明書の発行手続きについて

一般社団法人日本水道工業団体連合会（以下「水団連」という。）が、中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書（以下「証明書」という。）の発行する場合の手続きについては以下のとおりとする。

1. 依頼の手続き

証明書の発行を依頼する設備メーカーは、別紙文書に次の書類等を添えて水団連事務局まで申し込むものとする。

- (1) 水団連証明書（別紙様式）
- (2) 設備メーカーの裏付け資料等

なお、これらの資料は、依頼を受けた後に提出や説明を求める場合がある。

- (3) 手数料

2. 証明書の発行

水団連は、2の書類を基に次の項目に該当することが確認できた場合、証明書を発行する。

- (1) 販売開始から10年以内のもの
- (2) 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- (3) 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

3. 手数料

- (1) 1. (3)の手数料は次のとおりとする。

1件につき10,000円（消費税別）。ただし、本連合会会員は5,000円とする。

なお、同じ設備メーカーが、同一の設備の証明を重ねて依頼する場合は、手数料を半額に減ずる。

- (2) 支払い方法

別途指定する口座に振り込むものとする。

（問い合わせ先）

水団連事務局

TEL : 03-3264-1654

E-Mail: office@suidanren.or.jp

(別紙)

令和 年 月 日

一般社団法人日本水道工業団体連合会

会長 木股昌俊 殿

申請者 企業名

代表者氏名

印

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る
生産性向上要件証明書の発行依頼について

表記について、下記の書類を添えて証明書の発行を依頼する。

記

1. 水団連証明書様式
2. 申請する機械及び装置の販売開始10年以内であること及び取得価額が160万円以上であることを確認できる書類
3. 生産性向上を示す必要書類